厚生委員会資料

令和6月1月22日

福祉部障害者支援課

**障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて**

１．概要と事実経過

　令和5年10月4日付こども家庭庁および厚生労働省通知により、障害者相談支援事業については、消費税の課税対象事業であり、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨、示された。

　当初、当該事業については、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられ、消費税法上、非課税事業として扱われてきていた。平成24年度の障害者自立支援法の改正により相談支援体系が見直された際に、当課において、引き続き、第二種社会福祉事業との認識のもと、社会福祉法上の非課税事業として委託を続けてきた。

今般、国の通知を受け、当該事業の委託は消費税の課税対象であることが判明したため、平成30年度分から令和4年度分までの委託料に係る消費税および延滞税等の速やかな納付が必要になった。

２．概算額（見込み）

　　(1)消費税 47,529,434円

平成30年度～令和4年度分　37,689,018円

令和5年度分 　　 9,840,416円

　　(2)延滞税等 未定(消費税納付により確定)

３．対象事業者

社会福祉法人品川総合福祉センター

社会福祉法人福栄会

社会福祉法人グロー

４．対応

予算流用で対応する。